

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年4月15日
【会社名】	株式会社アイケイコーポレーション
【英訳名】	IK CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 加藤 義博
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区広尾一丁目1番39号
【電話番号】	03(6803)8811(代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理室・人財管理室・経営企画室管掌取締役 松本 博幸
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区広尾一丁目1番39号
【電話番号】	03(6803)8855
【事務連絡者氏名】	経営管理室・人財管理室・経営企画室管掌取締役 松本 博幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成20年4月14日開催の当社取締役会において、当社の100%子会社である株式会社アイケイモーターサイクルを、平成20年6月1日付（予定）にて吸収合併することを決議し、平成20年4月14日付にて合併契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第7号の3の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1．特定子会社の異動（吸収合併による消滅会社）に関する事項

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称	株式会社アイケイモーターサイクル
住所	東京都渋谷区広尾一丁目1番地39号
代表者の氏名	代表取締役社長 加藤 義博
資本金	80百万円
事業の内容	中古オートバイ買取販売事業

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

	異動前	異動後
議決権の数	1,600個	個（吸収合併により消滅）
総株主等の議決権に対する割合	100.00%	%（吸収合併により消滅）

(3) 当該異動の理由及びその年月日

当社が株式会社アイケイモーターサイクルを吸収合併することにより、特定子会社である株式会社アイケイモーターサイクルが消滅することによります。

異動年月日 平成20年6月1日（効力発生日 予定）

2．合併に関する事項

(1) 当該吸収合併の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号：株式会社アイケイモーターサイクル

本店の所在地：東京都渋谷区広尾一丁目1番地39号

代表者の氏名：代表取締役社長 加藤 義博

資本金の額：80百万円（平成20年2月29日現在）

純資産の額：504百万円（平成20年2月29日現在）

総資産の額：303百万円（平成20年2月29日現在）

事業の内容：中古オートバイ買取販売事業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

決算期	平成17年8月期	平成18年8月期	平成19年8月期
売上高(百万円)	-	-	537
営業利益(百万円)	-	-	138
経常利益(百万円)	-	-	131
当期純利益(百万円)	-	-	131

(注) 株式会社アイケイモーターサイクルは、平成19年8月期において設立されているため、平成17年8月期および平成18年8月期に係る項目については記載しておりません。

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

当社が、株式会社アイケイモーターサイクルの発行済株式総数の100%を所有しております。

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は、株式会社アイケイモーターサイクルの発行済株式総数の100%を所有しております。
人的関係	当社役員3名が株式会社アイケイモーターサイクルの取締役、監査役を兼務しております。
取引関係	株式会社アイケイモーターサイクルは、主に当社より商品(中古オートバイ)を仕入れ、一般オートバイユーザー向けに小売販売しております。 また、当社は株式会社アイケイモーターサイクルに対して、資金の貸付を行っております。

(2) 当該吸収合併の目的

当社グループは、「オートバイライフの総合プランナー」をビジョンに掲げ、より多くの方々にオートバイの魅力を伝えるとともに、オートバイ市場の活性化への寄与、リユース・リサイクルを通じた社会への貢献に基づいた事業拡大を目指しております。このため主力ブランド「バイク王」における中古オートバイ買取販売の拡充を図るとともに、新規事業にも精力的に取り組んでまいりました。

この方針に基づいて、当社グループは、平成19年2月14日に当社の100%子会社「株式会社アイケイモーターサイクル」を設立し、全国8店舗にてオートバイ小売販売を営んでまいりましたが、この度、人的側面および資金面等を集中させ業務の効率化・合理化を図り、経営体質の強化、業績の安定化を推し進める目的で、当該子会社を当社に吸収合併いたします。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容その他の吸収合併契約の内容

吸収合併の方法

当社を存続会社とし、株式会社アイケイモーターサイクルを消滅会社とする吸収合併方式(会社法第796条3項に定める簡易合併ならびに同法第784条第1項に定める略式合併)とし、当社および株式会社アイケイモーターサイクルにおいて合併契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものであります。

吸収合併に係る割当ての内容

当社は、株式会社アイケイモーターサイクルの発行済株式の全てを保有しており、吸収合併による株式発行およびこれに代わる金銭等の交付はありません。

合併契約の内容

合併契約承認取締役会 平成20年4月14日

合併契約締結 平成20年4月14日

合併の予定日(効力発生日) 平成20年6月1日

契約の内容の詳細は、下記「(6) 合併契約書」をご参照ください。

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 吸収合併の後の存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 : 株式会社アイケイコーポレーション

本店の所在地 : 東京都渋谷区広尾一丁目1番地39号

代表者の氏名 : 代表取締役社長 加藤 義博

資本金の額 : 584百万円 (当該合併による資本金の増加はありません。)

純資産の額 : 今後、確定される予定です。

総資産の額 : 今後、確定される予定です。

事業の内容 : 中古オートバイ買取販売事業

(6) 合併契約書

合併契約書の内容は、別紙のとおりです。

別紙

合併契約書

株式会社アイケイコーポレーション（以下「甲」という）および株式会社アイケイモーターサイクル（以下「乙」という）は、両社の合併（以下「本件合併」という）に関し、以下のとおり合併契約書（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲および乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併し、甲は存続し乙は解散する。

第2条（当事者の商号および住所）

合併当事者の商号および住所は、以下のとおりである。

吸収合併存続会社：（商号）株式会社アイケイコーポレーション
（住所）東京都渋谷区広尾一丁目1番39号

吸収合併消滅会社：（商号）株式会社アイケイモーターサイクル
（住所）東京都渋谷区広尾一丁目1番39号

第3条（効力発生日）

本件合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）は、平成20年6月1日とする。

ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲および乙は、協議の上これを変更することができる。

第4条（合併に際して交付する株式）

甲は、乙の全株式を所有するので、本件合併に際し金銭等の対価の交付は行わない。

第5条（合併により増加する資本金および準備金等）

甲は、前条の定めにより本件合併に際して、金銭等の交付を行わないため、資本金、資本準備金、その他資本剰余金、利益準備金およびその他利益剰余金の額を増加しないものとする。

第6条（合併の承認）

- 1 甲は、会社法第796条第3項の規定に基づき、株主総会の承認を得ないで合併する。
- 2 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、株主総会の承認を得ないで合併する。

第7条（会社財産の承継）

甲は、効力発生日において乙の資産・負債およびこれらに付随する一切の権利義務を承継する。

第8条（会社財産の管理等）

甲および乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって財産の管理および業務を行うものとする。

第9条（役員）

本件合併に伴う、甲の取締役および監査役の構成には変更はないものとする。

第10条（従業員）

甲は、効力発生日現在の乙の従業員を全て引き継ぐものとする。

第11条（本契約の解除および変更）

本契約締結後効力発生日までの間に、不可抗力その他の事由により、甲または乙の財産または経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲および乙は協議の上、本契約の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第12条（本契約の効力）

本契約は、甲および乙の取締役会の承認決議を得たときにその効力を生ずるものとする。

第13条（規定外事項）

本契約書に規定するもののほか、本件合併に関して協議すべき事項が生じた場合は、甲および乙は協議の上定める。

本契約成立の証として、本契約書1通を作成し、各自記名押印の上、甲がこれを保有し、乙は原本の写しを保有する。

平成20年4月14日

（甲）東京都渋谷区広尾一丁目1番
39号

株式会社アイケイコーポ
レーション

代表取締役社長 加藤 義博

（乙）東京都渋谷区広尾一丁目1番
39号

株式会社アイケイモーターサ
イクル

代表取締役社長 加藤 義博